

別紙

答申第148号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について部分公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和2年4月16日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「浜田市長の発言(2020.4.14全員協議会2時間5分～2時間10分の間の発言)で『保健所から「言ってはいけない」と言われていることがたくさんある』とあった。この言ってはいけないことがわかる文書一切」である。

(3) この請求に対して実施機関は、当該市長発言を確認の上、新型コロナウイルス感染症に関する事項で、かつ非公表情報であることを明示した上で浜田市職員に伝えた情報があったかを聴き取り等で調査することで対象公文書を特定し、条例第11条第1項の規定に基づき、令和2年4月27日付けで次のような決定（以下「原決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

(ア) 帰国者・接触者外来依頼先医療機関一覧表

(イ) 新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

(ア) 依頼先医療機関の圏域名及び医療機関名

(イ) 浜田医療センターの感染症病床数以外の部分

エ 公開しない理由

条例第7条第6号に該当

(ア) 県は、帰国者・接触者相談センターで住民の相談を受けた上で、必要な事案を帰国者・接触者外来に案内しているが、医療機関名や所在地域が明らかになれば、多数の住民が直接当該医療機関に連絡する等により相談経路が混乱し、業務の円滑な遂行に著しい支障が生じるおそれがある。

(イ) この資料は医療機関に感染症病床数を超えて協力を求める想定で作成しているが、実際にはその時点の病床や医療機器の稼働状況等を踏まえて個別に調整するものであり、これが確定数と誤認されることで混乱が生じ、県が行う入院調整業務に著しい支障が生じるおそれがある。

(4) 実施機関は、令和2年4月28日に対象公文書を公開したが、その際、審査請求人から、「情報を外部提供することの稟議や内部協議の記録が公開されていない」という趣旨の指摘があった。

実施機関はこの主張を受けて調査を行い、令和2年4月6日の浜田市職員の来所面談及び同年4月9日の浜田保健所長と浜田市長との面談において非公表情報を提供し

たことを確認した。

そこで、実施機関は、原決定を取り消し、令和2年4月28日に上記2件の面談記録を新たに作成するとともに、面談の際に市職員に手渡した資料全文を追加した上で、令和2年4月30日付けで次のとおり部分公開変更決定（以下「変更決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

原決定に「(ウ) 公文書公開請求に係る来客記録・面談記録の作成について」を追加

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

原決定に「(ウ) 浜田医療センターの感染症病床数以外の部分」を追加

エ 公開しない理由

原決定に「(ウ) この資料は医療機関に感染症病床数を超えて協力を求める想定で作成しているが、実際にはその時点の病床や医療機器の稼働状況等を踏まえて個別に調整するものであり、これが確定数と誤認されることで混乱が生じ、県が行う入院調整業務に著しい支障が生じるおそれがある。」を追加

(5) 変更決定による公開を行った際、審査請求人から面談に至る経過の記録が公開されていないとの指摘があり、浜田保健所より上記(4)ア(ウ)の面談記録に記載がある旨を説明するも審査請求人の理解は得られなかった。

(6) 審査請求人は、変更決定を不服として、令和2年5月1日に審査請求を行った。

(7) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和2年11月30日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

ア 当初、職員Aが電話しただけで、記録はないということで、市長との会議のことは隠蔽され、開示しなかった。

イ 今回開示されたのは市長との会話だけで、職員Aが電話で浜田市に伝えた（だれに、何を）が開示されていない。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書による主張の要旨は次のとおりである。

開示という概念に欠け、県民（申請者）が知らなければ開示せず隠蔽しようという意図がみえる。条例を守れ。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 審査請求書には「職員Aが電話で浜田市に伝えた内容（だれに、何を）が開示されていない」とあることから、職員Aと浜田市職員との間の電話記録の公開を求めていると考えられる。

イ 請求人が、面談に至る経過の電話記録の公開を求めているのであれば、この電話内容を記録した文書は存在しない。

なお、面談に至るまでのやりとりは、浜田市職員と保健所長との間で直接行われ

- ており、その経過は、開示した面談記録において職員を特定して記載している。
- ウ 請求人が、職員Aが市職員に非公表情報を伝えた電話記録の公開を求めているのであれば、同職員が浜田市職員に対し「浜田圏域において帰国者・接触者外来を設置している医療機関の名称」及び「新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制」を電話で伝えた事実はなく、その記録も存在しない。
- エ 上記イ、ウのとおり、請求人が公開を求める電話記録は存在せず、当初の公文書公開請求で求められた文書は、原処分で適切に公開したと考えている。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書及び審査の対象について

本件請求の内容は、「令和2年4月14日に行われた浜田市議会全員協議会において、浜田市長の発言にあった、『保健所から「言っではいけない」と言われている』ことがわかる文書一切」である。この請求について、実施機関が特定した公文書は上記2(4)アのとおりである。

審査請求人は、本件対象公文書の特定について、「浜田保健所職員Aが電話で浜田市に伝えた内容(だれに、何を)が開示されていない」として審査請求を行っていることに対して、実施機関は、上記4イ及びウのとおり説明している。

ところで、実施機関が、変更決定による公開を行った際、審査請求人は、面談に至る経過の記録が開示されていないとの指摘をしている。しかし、本件請求内容は「保健所から『言っではいけない』と言われていることがわかる文書一切」である。

公文書公開制度は、県の説明責任を全うするための重要な制度であり、請求対象となる公文書について可能な範囲で広く解釈し、公開することが求められるものの、本件において、請求内容の文言を合理的に解釈すると、審査請求人は、保健所職員Aが浜田市へ非公表情報を伝えた内容がわかる公文書を求めているものと解され、本件請求内容に、面談に至る日程調整等の記録までを含むものとは想定しがたい。また、上記4イのとおり、面談に至るまでのやりとりは浜田市職員と保健所長との間で直接行われているとする実施機関の説明を疑わせるような特段の事情も認められなかった。

以上のことから、当審査会としては、新型コロナウイルス感染症に関し、浜田保健所職員Aが浜田市に非公表情報を伝えた際の電話記録(以下「本件電話記録」という。)の存否についてを審査の対象とする。なお、審査請求人は、本件審査請求において、実施機関が条例第7条第6号に該当するとした部分についての公開は求めているため、その判断は行わないものとする。

(3) 本件電話記録の存否について

本件電話記録について、実施機関は以下のとおり説明している。

新型コロナウイルス感染症に関して、保健所職員Aが非公表とする情報を浜田市職員へ伝えたのは、電話ではなく面談の際であるため、非公表とする旨を電話で伝えた電話録取は存在しない。浜田保健所職員Aが浜田市職員と行った電話の内容は、面談の日程調整等に関する軽微な事項のみであることから、島根県公文書等の管理に関する条例第6条により録取は作成していない。

当審査会において、対象公文書を見分したところ、令和2年4月6日に浜田市職員が来所した際の記録として、浜田保健所職員Aが作成した来客記録が存在している。この記録には、面談に至る経緯として、浜田市職員から浜田保健所に電話があった旨の記載と合わせて、来所日時、場所、来客者、対応者、要件が記録されており、その中に、非公表であることを言い添えたとして提供した資料があることについても記載されている。これは、本件請求内容と合致していると考えることが適当であり、実施機関は、上記2(4)のとおり、変更決定で公開しているものである。

したがって、浜田保健所職員Aは電話において非公表情報を伝えていないとし、本件電話記録は存在しないとした実施機関の説明は、不合理とまでは言えず、他に対象となる公文書の存在をうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関が本件電話記録を作成し、管理しているとは認められない

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関は、審査請求人の「情報を外部提供することの稟議や内部協議の記録が公開されていない」という主張を受けて、上記2(4)のとおり、公文書公開請求のあった日より後に面談記録を作成し、公開している。

この点について、条例では、請求の対象となる公文書が請求の時点で存在するものなのか、あるいは決定の時点で存在するものなのかについて、明文で定めているわけではない。

しかし、条例第2条第2項において、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているもの」と定義し、同第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる」と定め、同第7条では、「実施機関は、公開請求があったときは、(中略)公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」と定めている。

これらの規定を合理的に解釈すれば、条例は、その時点で保有しているものを「公文書」と定めた上で、公開請求の対象となるのは請求の時点で実施機関が保有する公文書であり、実施機関はその請求の時点で保有する公文書を公開する、すなわち、請求時点で実施機関が保有する公文書があるがままに公開することを想定しているものと解されるとするのが当審査会の先行答申である(令和元年7月25日付け答申第117号)。

本件において変更決定で公開された来客記録・面談記録は、公文書公開請求がなされた令和2年4月16日より後に作成された公文書である。

来客記録・面談記録を変更決定において追加し、公開した対応自体は審査請求人に

便宜を図った取り扱いとはいえ、上記答申を鑑みれば、変更決定における実施機関の対応は適切ではなかったと言える。仮に、来客記録・面談記録を公文書公開請求日より後に作成するのであれば、審査請求人にその旨の情報提供を行うなどした上で、改めて公文書公開請求書の提出を依頼し、公開することが適当であった。

今後、公開請求の対象となる公文書について、条例を適正に解釈した上で決定するよう望みたい。

(諮問第177号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 2年11月30日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 3年 9月16日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 3年10月14日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 3年11月18日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 3年12月16日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 1月13日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 3月17日 (審査会第6回目)	審議
令和 4年 5月20日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会